

令和4年11月24日

四国中央市長 篠原 実 様

四国中央市議会議長 井川



「不登校対策について」に対する提言

四国中央市議会基本条例に基づき、教育厚生委員会において、不登校対策について理事者とともに勉強会を重ねた結果、以下のとおり提言いたします。

提言に当たって

全国的にも本市においても顕著である不登校児童生徒の増加に対する取組や支援体制の構築は、喫緊の課題となっております。

教育厚生委員会では、本市の不登校の現状や近年の傾向について、理事者及び不登校支援の現場で尽力されている有識者と勉強会を重ね、本市の不登校児童生徒への取組及び支援体制などの現状について確認しました。

その中で、近年の本市児童生徒の不登校者数は、小学校においては令和元年度に1,000人当たり5.7人であったものが令和3年度には14.6人に、中学校においては令和元年度に1,000人当たり53.5人であったものが令和3年度には65.8人に急増している状況であり、令和3年度の県の不登校者数である小学校10.1人、中学校44.5人及び全国の不登校者数である小学校13人、中学校50人と比較すると大きく上回っており、それぞれが抱える諸事情も多岐にわたることから、きめ細やかな対応が必要であります。

本市の取組の一つに、愛媛県教育委員会との連携による、「校内サポートルーム」の川之江北中学校への設置があり、学校内の居場所づくりとして成果を上げているとの報告がありました。これは、県内では他市に先駆けての事業導入であります。既に多くの中学校に設置している自治体もあります。

また、「適応指導教室」の呼称変更など、全国の先進的な事例と比較し、本市における不登校対策を一層推進していく必要があると考えられます。

よって、本市の児童生徒に対する学校内外における環境整備や支援体制について下記のとおり提言いたします。

記

- 1 不登校児童生徒、一人一人に合った居場所づくりや支援の充実を図ることを目的とし、以下の具体策を早急に講じること。

- (1) 「適応指導教室（教育支援センター）」を核とした支援ネットワークの構築を図ること。
関係機関や民間施設等との連携、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークの構築等
- (2) 「校内サポートルーム」の拡充を図ること（学校内の居場所づくり）。
- (3) 「適応指導教室」の拡充及び呼称変更を行うこと（学校外の居場所づくり）。
- (4) ICT等を活用した家庭学習支援を実施すること。
- (5) 相談体制の構築を図ること。
訪問型支援、外部専門家の参画、電話・SNSによる相談等
- (6) 民間のフリースクールと連携した支援体制の充実を図ること。
- (7) 不登校が生じないような魅力ある学校づくりを目指すこと。
学習状況等に応じた指導・配慮、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制の構築、社会的自立に向けた生活習慣づくり